

議第6号

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

### 提 案 理 由

消費税率の改定に伴い、低所得者の保険料軽減が完全実施となる予定であり、令和元年度及び令和2年度において段階的に軽減割合を改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,700円</u>とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,120円</u>とする。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>40,020円</u>とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,840円</u>とする。</u></p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### (適用区分)

- 2 改正後の下呂市介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

消費税率の改定に伴い、低所得者の保険料軽減が完全実施となる予定であり、令和元年度及び令和2年度において段階的に軽減割合を改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 低所得者の保険料負担軽減措置が、令和元年10月の消費税率の改定により完全実施となる予定であるため、令和元年度及び令和2年度において段階的に軽減割合を規定します。

(第2条関係)

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階
軽減前額	27,600円	38,640円	41,400円
調整率	0.500	0.700	0.750
平成30年4月～	24,840円	38,640円	41,400円
軽減措置率	0.050	0.000	0.000
軽減措置後調整率	0.450	0.700	0.750
平成31年4月～	20,700円	33,120円	40,020円
軽減措置率	0.125	0.100	0.025
軽減措置後調整率	0.375	0.600	0.725

※ 各所得段階の介護保険料は、基準額である55,200円に調整率を乗じて計算します。令和元年度において消費税増税分で賄われる軽減措置率は、最下段の中段の割合となる予定であり、平成31年4月以降の介護保険料額は、最下段の上段の額となります。

- (2) この条例は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

(附則第1項関係)

(3) 改正後の介護保険料額は、令和元年度分の介護保険料から適用し、平成30年度以前の介護保険料額は、従前の例によることとします。

(附則第2項関係)